

別添

過疎地域持続的発展市町村計画【軽微】

市町村名：下川町

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由	議会議決 (予定) 年月日																														
3 産業の振興	22	12	<table><tr><td>(3)経営近代化施設</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>農業</td><td>麦乾燥調製設備増改造事業</td><td>農協</td><td></td></tr></table>	(3)経営近代化施設				農業	麦乾燥調製設備増改造事業	農協		<table><tr><td>(3)経営近代化施設</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>農業</td><td>麦乾燥調製設備増改造事業</td><td>農協</td><td></td></tr><tr><td></td><td>農産物加工研究所施設整備事業</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td></td><td>アスパラ自動選別機導入事業</td><td>農協</td><td></td></tr></table>	(3)経営近代化施設				農業	麦乾燥調製設備増改造事業	農協			農産物加工研究所施設整備事業	町			アスパラ自動選別機導入事業	農協		事業内容の追加	令和7年6月予定						
(3)経営近代化施設																																				
農業	麦乾燥調製設備増改造事業	農協																																		
(3)経営近代化施設																																				
農業	麦乾燥調製設備増改造事業	農協																																		
	農産物加工研究所施設整備事業	町																																		
	アスパラ自動選別機導入事業	農協																																		
5 交通施設の整備、交通手段の確保	28	22	<table><tr><td>(3)林道</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>21世紀第3幹線整備事業 L=4,800.0m W=4.0m</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td></td><td>矢文東線整備事業 L=3,000.0m W=4.0m</td><td>町</td><td></td></tr></table>	(3)林道					21世紀第3幹線整備事業 L=4,800.0m W=4.0m	町			矢文東線整備事業 L=3,000.0m W=4.0m	町		<table><tr><td>(3)林道</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>21世紀第3幹線整備事業 L=4,800.0m W=4.0m</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td></td><td>矢文東線整備事業 L=3,000.0m W=4.0m</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td></td><td>21世紀第2支線整備事業 L=2,100.0m W=4.0m</td><td>町</td><td></td></tr></table>	(3)林道					21世紀第3幹線整備事業 L=4,800.0m W=4.0m	町			矢文東線整備事業 L=3,000.0m W=4.0m	町			21世紀第2支線整備事業 L=2,100.0m W=4.0m	町		事業内容の追加	令和7年6月予定		
(3)林道																																				
	21世紀第3幹線整備事業 L=4,800.0m W=4.0m	町																																		
	矢文東線整備事業 L=3,000.0m W=4.0m	町																																		
(3)林道																																				
	21世紀第3幹線整備事業 L=4,800.0m W=4.0m	町																																		
	矢文東線整備事業 L=3,000.0m W=4.0m	町																																		
	21世紀第2支線整備事業 L=2,100.0m W=4.0m	町																																		
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	49	13	<table><tr><th>区分</th><th>事業名(施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td>12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td><td>(1)過疎地域持続的発展特別事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業</td><td>町</td><td></td></tr></table>	区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業					その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業	町		<table><tr><th>区分</th><th>事業名(施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>備考</th></tr><tr><td>12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td><td>(1)過疎地域持続的発展特別事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業、陶芸センター除却事業</td><td>町</td><td></td></tr></table>	区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業					その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業、陶芸センター除却事業	町		事業内容の追加	令和7年6月予定
区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業																																			
	その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業	町																																	
区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考																																
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業																																			
	その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業、陶芸センター除却事業	町																																	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	58	19	<table><tr><td>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td><td>(1)過疎地域持続的発展特別事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業</td><td>町</td><td></td></tr></table>	13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業					その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業	町		<table><tr><td>13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</td><td>(1)過疎地域持続的発展特別事業</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業、陶芸センター除却事業</td><td>町</td><td></td></tr></table>	13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業					その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業、陶芸センター除却事業	町		事業内容の追加	令和7年6月予定										
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業																																			
	その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業	町																																	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業																																			
	その他	旧一の橋保育所除却事業、町営住宅除却事業、林業総合センター除却事業、錦町公衆トイレ除却事業、陶芸センター除却事業	町																																	

※ 軽微変更で本様式を提出する場合で、すでに予算の議決を経た事業を記載する場合は、当該事業に係る予算議決日を「変更の理由」欄に記載してください。

過疎地域持続的発展市町村計画【変更】

市町村名：下川町

区分	頁	行数	変更前	変更後	変更の理由	議会議決 （予定） 年月日																																																
6 生活環境 の整備	33	22	—	4）認定こども園の利用者が安心して快適に利用できるように、施設の改修等を実施する。	本文の追加	令和7年6 月予定																																																
6 生活環境 の整備	34	22	<table><tr><td rowspan="5">6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td><td>(3)高齢者福祉施設</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>老人ホーム</td><td>あけぼの園等施設改修整備事業</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>(8)過疎地域持続的発展特別事業</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設				老人ホーム	あけぼの園等施設改修整備事業	町															(8)過疎地域持続的発展特別事業				<table><tr><td>区分</td><td>事業名（施設名）</td><td>事業内容</td><td>事業主体</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="4">6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</td><td>(2)認定こども園</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>幼保一体施設</td><td>認定こども園施設改修整備事業</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td>(3)高齢者福祉施設</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>老人ホーム</td><td>あけぼの園等施設改修整備事業</td><td>町</td><td></td></tr></table>	区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園				幼保一体施設	認定こども園施設改修整備事業	町		(3)高齢者福祉施設				老人ホーム	あけぼの園等施設改修整備事業	町		事業名（施設名）の追加	令和7年6 月予定
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設																																																					
	老人ホーム	あけぼの園等施設改修整備事業	町																																																			
	(8)過疎地域持続的発展特別事業																																																					
区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考																																																		
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園																																																					
	幼保一体施設	認定こども園施設改修整備事業	町																																																			
	(3)高齢者福祉施設																																																					
	老人ホーム	あけぼの園等施設改修整備事業	町																																																			
8 医療の確保	38	10	—	⑥無歯科医地区における歯科診療所の整備を促進するとともに、開設等に対する支援を行う。	本文の追加	令和7年6 月予定																																																
8 医療の確保	38	18	<table><tr><td>区分</td><td>事業名（施設名）</td><td>事業内容</td><td>事業主体</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="3">7 医療の確保</td><td>(1)診療施設</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">病院</td><td>医療機器整備等事業</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td>病院施設改修事業</td><td>町</td><td></td></tr></table>	区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	7 医療の確保	(1)診療施設				病院	医療機器整備等事業	町		病院施設改修事業	町		<table><tr><td>区分</td><td>事業名（施設名）</td><td>事業内容</td><td>事業主体</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="4">7 医療の確保</td><td>(1)診療施設</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">病院</td><td>医療機器整備等事業</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td>病院施設改修事業</td><td>町</td><td></td></tr><tr><td>診療所</td><td>歯科診療所誘致事業</td><td>個人</td><td></td></tr></table>	区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	7 医療の確保	(1)診療施設				病院	医療機器整備等事業	町		病院施設改修事業	町		診療所	歯科診療所誘致事業	個人		事業名（施設名）の追加	令和7年6 月予定										
区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考																																																		
7 医療の確保	(1)診療施設																																																					
	病院	医療機器整備等事業	町																																																			
		病院施設改修事業	町																																																			
区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考																																																		
7 医療の確保	(1)診療施設																																																					
	病院	医療機器整備等事業	町																																																			
		病院施設改修事業	町																																																			
	診療所	歯科診療所誘致事業	個人																																																			

※ 軽微変更で本様式を提出する場合で、すでに予算の議決を経た事業を記載する場合は、当該事業に係る予算議決日を「変更の理由」欄に記載してください。